

香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第11号

香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成12年香川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、香川県教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定による委任等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育委員会規則その他委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。</u></p> <p>(3) <u>委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。</u></p> <p>(4) <u>委員会及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（法第37条第1項に規定する県費負担教職員を含む。次条第1項第2号において同じ。）の任免、分限、懲戒その他の人事に関すること。</u></p> <p>(5) <u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条の2第1項及び第4項の認定に関すること。</u></p> <p>(6) <u>法第27条の規定による点検及び評価に関すること。</u></p> <p>(7) <u>法第29条に規定する意見の申出に関すること。</u></p> <p>(8) <u>法第55条第4項に規定する意見の申出に関すること。</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、香川県教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定による委任等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を香川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。</p> <p>(1) <u>教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。</u></p> <p>(2) <u>教育委員会規則その他委員会の定める規程の制定及び改廃を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>職員の任免、分限及び懲戒に関すること。</u></p> <p>(4) <u>学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。</u></p> <p>(5) <u>教育に関する事務に係る予算その他議会の議決を経るべき議案について知事に意見を申し出ること。</u></p> <p>(6) <u>委員会の権限に属する事務の一部を市町が処理することを定める条例の制定及び改廃について議会に意見を申し出ること。</u></p> <p>(7) 附属機関の委員の任免及び委嘱に関すること。</p> <p>(8) 情報公開に関すること。</p>

- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略

- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略

- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略

(専決)

第3条 略

- (1) 教育委員会規則以外の委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること（重要なものを除く。）。
- (2) 委員会及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、分限その他の人事に関すること（重要なもの及び懲戒に関するものを除く。）。
- (3) 教育公務員特例法第25条の2第1項及び第4項の認定に関すること。
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略

2～4 略

第4条 教育長は、前条の規定にかかわらず、第2条第4号、第7号から第9号まで、第12号、第21号及び第22号に掲げる事項について、緊急を要し委員会の会議に付するいとまのないときは、これらを専決することができる。

- (9) 個人情報保護に関すること。
- (10) 表彰に関すること。
- (11) 教育に関する法人の設立許可及び許可の取消し並びに公益信託の引受けの許可をすること。
- (12) 教育職員の免許に関すること。
- (13) 教科用図書採択地域の設定及び変更をすること。
- (14) 通学区域の設定及び変更に関すること。
- (15) 中学校及び高等学校の入学者選抜の方法を定めること。
- (16) 社会教育主事の資格を認定すること。
- (17) 博物館の登録及び登録の取消し並びに博物館に相当する施設の指定及び指定の取消しをすること。
- (18) 銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認をすること。
- (19) 文化財の指定及び指定解除に関すること。
- (20) その他特に重要な事項に関すること。

(専決)

第3条 教育長は、前条各号に掲げる事項のうち、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 教育委員会規則以外の委員会の定める規程の制定及び改廃を行うこと（重要なものを除く。）。
- (2) 職員の任免及び分限に関すること（重要なものを除く。）。

- (3) 情報公開に関すること。
- (4) 個人情報保護に関すること。
- (5) 教育職員の免許に関すること。
- (6) 社会教育主事の資格を認定すること。
- (7) 銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認をすること。

2～4 略

第4条 教育長は、前条の規定にかかわらず、第2条第3号、第5号から第7号まで、第10号、第19号及び第20号に掲げる事項について、緊急を要し委員会の会議に付するいとまのないときは、これらを専決することができる。

2 略

2 教育長は、前項の規定により専決したときは、その旨を次の委員会の会議に報告して、その承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。